



情報(第7号)



社会保険庁事件

1 桜が散ってしまう

被災者は、当時 23 歳、(平成 9 年 4 月 5 日) 午前 7 時ころ、F と電話で話をした。被災者の様子がいつもと違うことを心配し、午前 8 時 30 分ころ、被災者のアパートを訪れた。被災者は、「やめたい、逃げたい、全然眠れない」などと言いながらも、出勤の支度をはじめ、勤務先にこれから出勤する旨連絡をし、午前 10 時ころ出勤した。

被災者は、同日午後 9 時ころ、人事係の L 主任と食事をした後、翌 5 日の午前 3 時ころまで超過勤務を行い、L 主任が車で被災者を自宅アパートまで送り届けた。同日午前 3 時過ぎころ、被災者は F に電話をして話をしたが、その際、「桜が散ってしまう」などの発言をしていた。被災者は、電話を切った後、自宅アパート近くのマンション 11 階から飛び降り自殺を図り、同日、右肺破裂により死亡した。

上記は、私の古巣で発生した社会保険庁事件(本庁)として判例紹介がされている事案です(甲府地方裁判所平 17. 9. 27 判時 1915-108)。

2 勤務実態

要約すると、被災者は、平成 9 年 3 月まで年金相談関係を担当し、種々の業務調整を行い、人間関係も複雑な部署であったところ、4 月から人事係へ異動。引継書がなく、他の職員も急を要する作業があるために十分相談ができず、4 月 9 日を締め切りとする仕事から、大きな不安を抱え、イライラや寝不足に悩まされていた。時間外労働は、少なくとも被災直前の 1 か月で 120 時間を超え、被災直前 6 か月の平均でも 1 か月 60 時間を超えていたと認定されています。

3 事案の背景

平成 9 年 1 月に基礎年金番号制が導入されました。私は、当時、岩国社会保険事務所で年金相談窓口を担当しており、一挙に 1 億人に上る被保険者及び年金受給者へ基礎年金番号通知がされたため、来客・電話相談が急増、トイレに行くふりをして立っておむすびを一つ食べ、すぐに相談業務をこなすというほどで、地方庁・本庁が混乱の極みにあった時期です。全員が目一杯、目先しか見えない、同僚や部下が何をしているのか考える暇もない、そういった光景が瞼に浮かぶのです。

4 希死念慮

判決文中、「希死念慮を伴う重症のうつ病」「心身の疲労は相当極度、深夜の電話など考えられない行動をとった背景には、自我の機能が低下、自己の感情を制御し行動を選択決定する能力が著しく減弱、病弱な精神状態」などの医師意見書が出てきます。

明朗で誠実な性格で、対人関係に気を配るなど繊細で細やかな面があり、真面目

で責任感が強い努力家で、仕事についても的確かつ迅速な処理ができる人物として上司からも高い評価を得ていたところ、業務上の諸事情が重なり、それが原因となった反応性うつ病を発症し、「希死念慮」を起こして自殺したものとされています。

5 安全配慮義務違反(債務不履行)

(社会保険庁には)安全配慮義務違反があり、自殺との間に因果関係があるから、安全配慮義務違反の債務不履行に基づく損害賠償義務を免れないとされました。

判決文中、超過勤務時間は、「約 94 時間」などと記載されており、「担当課長はそもそも被災者の勤務実態を的確に把握していなかったにとどまらず、的確に把握しようとしたことすらなかった。実際の業務の負担量や職場環境などに何らの配慮もすることなく、被災者を漫然と放置した」と続きます。「約」とはなんだ!!無能な管理者にとどまらず悪者だと強く非難する判決なのです。

6 安全配慮義務の履行

「希死念慮」を知り、部署が異なるとはいえ、同じ仕事をしている職員を失ったことに衝撃を覚えました。誠実、真面目、責任感が強い、高い評価、ならば何故死なせたのか!!ただ、私が担当課長であったならば防止できたのかと問われると、全く自信がありません。むしろ、業務に追われて視野狭窄に陥っていた可能性が高いと反省しています。

業務が多忙、困難となれば、その解決に全力を傾注すべきことは当然です。一方、経営者・管理者であるならば、5%でも 10%でも、あいつは大丈夫かな?社会保険庁事件という判例があったな、うつ病は希死念慮を起こすらしい、そういう発想を有すべきです。

本誌 5 号でも紹介させていただいたとおり、安全配慮義務違反の判例が積み重なっています。経営者・管理者として、事業実績向上とともに安全配慮義務も履行することを、過去から学んで前進することをお互いに誓いませんか。

死亡後、相当期間が経過して争われた裁判です。両親から、子供が見殺しにされたとの無念さが伝わってきますし、この恨みは時間をもってしても消えません。

労働者が健康で企業も健全な姿を構築していきましょう。

当法人では、企業も労働者も元気となる労務管理のご相談、就業規則の作成や改正のご相談を承っておりますので、是非ご利用ください。

ご意見・ご質問があればお寄せください。勿論、訪問によってもお受けします。なお、本情報が不要であるときは、お手数ですが、電話・FAX・メールによりお知らせください。

年金相談では、相談者の情報をご持参ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp